

児童手当・特例給付受給者の方へ

令和4年6月から児童手当の制度が変わります

■ 問合せ = こども課 ☎(20)3023

特例給付に所得上限限度額が設けられます

受給者（請求者）の方の所得が表1の①所得制限限度額内の方は表2の手当の額、限度額以上の方は一律5,000円の特例給付となります。ただし、表1の②所得上限限度額以上の方は特例給付の対象とならず、令和4年10月振り込み（令和4年6月分～）から資格喪失（不支給）となります。

資格喪失（不支給）になったあとに、表1の②所得上限限度額を下回った場合、再度認定請求の手続きが必要となります。

※自動では支払い対象にならず、市から通知もお送りしません。所得額を知った（課税通知を受け取った）日から15日以内に手続きをしてください

※令和4年6月の定期支払までは今までのとおりの所得制限です

表1. 所得制限限度額・上限限度額

扶養親族 などの人数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額目安 (万円)
0人	662	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238

表2. 手当の額

児童の年齢	児童手当の額 (1人当たりの月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上～ 小学校終了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

毎年6月に提出していた現況届は原則提出不要

毎年6月に提出していただいた現況届については、令和4年度から一部の方を除き提出が不要となります。ただし、以下の方は引き続き提出が必要です。

- ・ 離婚協議中で配偶者と別居して受給している方
- ・ 配偶者の暴力などで佐野市に住民登録がなく受給している方
- ・ 無戸籍の児童分の手当を受給している方
- ・ 施設等受給者（里親の受給者含む）
- ・ その他、佐野市で提出が必要と判断した方

※提出が確認できない方は10月振り込みから一時差し止めます

現況届に代わり、「変更届」の提出が必要

今までは主に氏名や住所が変更になった際に変更届を提出していただきましたが、令和4年6月からは以下のときに変更届が必要となります。

- ・ 健康保険が変更になったとき（国民健康保険→社会保険、社会保険→国民健康保険）。
- ・ 市外に居住の配偶者の住所、婚姻関係（離婚含む）が変わったとき。
- ・ 離婚協議中で受給されていて、離婚が成立したとき。

国の制度改正などがあった場合には、支給対象、金額などは変更になることがあります。最新の情報は内閣府ホームページをご確認ください。

なお、公務員の方は原則として職場での受給となっておりますので、手当の受給に関しては職場へお問い合わせください。



催し物などが中止や延期となる可能性があります。
いただくか、担当部署にお問い合わせください。



MOMOIRO CLOVER Z 6th ALBUM TOUR “祝典” が佐野市で開催されます！

「ももいろクローバーZ」の地域を元気にするイベントの開催地の1つに佐野市が選ばれています。新型コロナウイルス感染症の影響により延期となっていたが、このたび開催日が決定しました。佐野市民優先チケットの販売も予定しています。チケット販売や開演時間など詳細については決まり次第、市ホームページまたはSNSからご案内します。

▶開催日= 6月17日(金)

▶会場= 佐野市文化会館

▶市ホーム
ページは
こちら



▶さのNAVI@
さのまる公式NEWS
アカウントはこちら



■問合せ=広報ブランド推進課 ☎(27)3012

中高生向け市内散策マップ完成！

市では、高校生に市の魅力について考えてもらい活動することで、郷土愛を深めてもらう「高校生地域定着促進モデル事業」を進めています。高校生たちは、市内の中高生にもっと佐野市のことを知ってもらおうと、おすすめ店舗などのマップ製作活動を始めました。この度マップが完成し、取材にご協力いただいた店舗にマップを届けてきました。

マップ製作に参加した石山紗花さんは「このマップを手にとって、ここに行ってみよう！という声が聞こえるのを楽しみにしたい」と、また恩田彩那さんは「穴場スポットなどもたくさんあったので、ぜひ多くの人に読んで実際に行ってみてほしい」と完成を喜びました。

事業コーディネーターの小野和也さんは「高校生の生の声を反映させた、同世代の方たちへ向けた素晴らしい成果物に仕上がった」と高校生をねぎらいました。

高校生自身がおすすりな店舗などを選び、文章を考え、写真を撮るなどして製作しました。市内の高校や商業施設などで配布します。あなたの知らない魅力が発見されるかもしれません。

■問合せ=広報ブランド推進課 ☎(20)3037



ぜひ手にとって
ご覧ください

